

裏面白紙

内閣閣甲第一七九號

八月應受一四第五一號

昭和十四年八月十一日

内閣書記官長 太田 耕造

書記官長



書記官

樞密院書記官長 村上恭一殿

興亞奉公日設定ニ關スル件

理事官  
今般別紙要項ニ依リ興亞奉公日ヲ設定相成別添ノ通本日内閣告諭ヲ  
發セラレ候ニ付テハ全國民一致克ク其ノ趣旨ヲ體シ實踐躬行相成様致  
度可然御配意相煩度依命此段及通牒候

秘書課



庶務課



會計課



六六

興亞奉公日設定ニ關スル件

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依リ興亞奉公日ヲ定ム

一、趣旨

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス

二、名稱

興亞奉公日

三、日

一日

四、實施項目

取リ敢ヘズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

五、實施

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

○内閣告諭號外

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、 稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、  
軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未會有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ  
事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シ  
テ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲  
ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。  
是レ畏クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク 教旨ヲ  
奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

願フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競  
ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來  
レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神  
總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ  
其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、  
銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民

精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日  
ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰  
場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一  
億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ增強ヲ圖リ、強力日本ノ  
建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小  
ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集  
結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 教旨ニ奉對スル所アラン。  
是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣 男爵 平沼 騏一郎

## 公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策

(昭・一四・七・四)  
國民精神總動員委員會決定

時局に照應して政治的、社會的態勢を戦時化するとは此の際各般の方面に亘つて行はれねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戦時態勢化を圖することは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊切なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通じて國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

### 一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戰場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

### 二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を圖ること。

#### 國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

- (六) 節約 貯蓄
- (七) 心身 鍛鍊

### 三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むること、し、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊戯場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること

男子學生生徒の長髮廢止

婦女子の「バーマネットウエーツ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止

### 四、徹底方法

公私生活の戦時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衙、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

(註) 本基本方策は昭和十四年七月十一日閣議に於て「其の趣意大體相當と認めらるるを以て關係各方面に於ては實行し得るものより順次之を實行に移し以て一層公私生活を刷新し戦時態勢の強化に努むる様措置すること」に決定を見た。

裏面白紙

書記官

發第二五一號

昭和十四年八月十七日

國民精神總動員中央聯盟理事長 筑紫 熊七

書記官 枳野院書記官 堀江孝雄 殿

興亞奉公日實踐項目ニ關スル件

謹啓 陳者今回政府ノ興亞奉公日設定ニ即應シ本聯盟ニ於テ別紙ノ通  
實踐項目ヲ制定致候ニ就テハ之ガ實施ニ關シ可然御高配相煩度此段得  
貴意候也

別途送附ニ口部



## 興亞奉公日の実施項目

今回政府で設定された興亞奉公日の趣旨に基き、當日は全國民舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆昌を祈念し奉ると共に、愈々興亞の大業を翼賛して強力日本建設に精進するの決意を新にすべき事を提唱する。

尙當日は特に戦場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自肅自戒し、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝ様期待する。

- 一 護國の英靈に感謝を捧げ、戦歿勇士の墓参や墓地の清掃を行ふこと。
- 一 前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行ふこと。
- 一 努めて歩くこと。
- 一 特に緊張して働くこと。
- 一 服装と食事は特に質素にすること。
- 一 酒と煙草はやめること。
- 一 遊興はやめること。
- 一 この日に節約した金は必ず貯金すること。

昭和十四年八月

國民精神總動員中央聯盟

## 實施項目制定に當りて

新に「興亞奉公日」が制定されました。これは政府が國民精神總動員委員會の決定を採擇されたものであつて、其の趣旨は總理大臣の告諭によつて明かでありますが、この日國民は舉つて、皇軍の武運長久を祈念するは勿論、特に戦場の勞苦を偲びつゝ、自肅奮起、奉公の誓を立て、これを生活の上に具現しなければなりません。

「興亞奉公日」は、時艱を克服する手段であると同時に動もすれば弛緩せんとする人心を引締めて、風潮を刷新するために、國民の進路を示す心の燈明臺ともいふべき日であります。而してこの日を眞に意義あらしめるには、全國民が漏れなく、定められた事項を實踐することである。しかも形式に流れて根本の精神が空虚であつてはならない。飽くまでも、腹の底から湧き上つた行動でなければ、それは單に一時の行事に終り、永遠の實效を擧げること出来ないのであります。

我等は深く自らを省み、斷乎として在來の積弊を一洗して、日本人たるの光榮を感じ、東亞の指導者たるの國民的誇りと自信を持たなければなりません。

今日世界を對手として、あらゆる困難を克服し、新東亞建設の聖業を遂行するには、どうしても國民が日本精神の下に一致團結し、國力の増強を圖る他に途はないのであります。この意味に於て國民諸君が敬虔嚴肅に第一回「興亞奉公日」を迎へられんことを切望して已みません。

國民精神總動員  
中央聯盟會長

有馬良橘

昭和十四年八月廿日

書記官

書記官長

案

左記之通内閣書記官長ヲ通牒有之候間  
此致及御通知候也

昭和十四年八月二十三日

樞密院書記官

樞密院

興亞奉公日設定ニ關スル件

今般別紙要項ニ依リ興亞奉公日ヲ設定相  
成別添ノ通本日内閣告諭ヲ致セラレ候  
ニ付テハ全國民一致克ク其ノ趣旨ヲ體シ  
實踐躬行相成様致度可能御配意相  
煩度依命此致及通牒候

○通知先(郵便)

議長 副議長 顧問官 書記官長 書記官 理事官

## 興亞奉公日設定ニ關スル件 (昭和十四年八月八日閣議決定)

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依リ興亞奉公日ヲ定ム

### 一、趣 旨

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼賛シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス。

### 二、名 稱

興亞奉公日

### 三、日

一 日

### 四、實施項目

取り敢ヘズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

### 五、實 施

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中ニテ之ヲ繼續スルモノトス

### 内閣告諭號外

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク 敎旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ツテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 敎旨ニ奉對スル所アラシ。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣 男爵平沼騏一郎



## 公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策

(昭・一四・七・四)  
國民精神總動員委員會決定

時局に照應して政治的、社會的態勢を戦時化する事は此の際各般の方面に亘つて行はねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戦時態勢化を図ることは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通じて國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

### 一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戰場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

### 二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を図ること。

#### 國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

(六) 節約 貯蓄

(七) 心身 鍛鍊

### 三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むることとし、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊戯場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること

男子學生生徒の長髮廢止

婦女子の「バーマネットウエーツ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止

### 四、徹底方法

公私生活の戦時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衙、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

## 興亞奉公日の実施項目

今回政府で設定された興亞奉公日の趣旨に基き、當日は全國民舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆昌を祈念し奉ると共に、愈々興亞の大業を興發して強力日本建設に精進するの決意を新にすべき事を提唱する。

尙當日は特に戦場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自肅自戒し、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝ様期待する。

- 一 護國の英靈に感謝を捧げ、戦歿勇士の墓参や墓地の清掃を行ふこと。
- 一 前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行ふこと。
- 一 努めて歩くこと。
- 一 特に緊張して働くこと。
- 一 服装と食事は特に質素にすること。
- 一 酒と煙草はやめること。
- 一 遊興はやめること。
- 一 この日に節約した金は必ず貯金すること。

昭和十四年八月

國民精神總動員中央聯盟

## 實施項目制定に當りて

新に「興亞奉公日」が制定されました。これは政府が國民精神總動員委員會の決定を採擇されたものであつて、其の趣旨は總理大臣の告諭によつて明かでありますが、この日國民は舉つて、皇軍の武運長久を祈念するは勿論、特に戦場の勞苦を偲びつゝ、自肅奮起、奉公の誓を立て、これを生活の上に具現しなければなりません。

「興亞奉公日」は、時艱を克服する手段であると同時に動もすれば弛緩せんとする人心を引締めて、風潮を刷新するために、國民の進路を示す心の燈明臺ともいふべき日であります。而してこの日を眞に意義あらしめるには、全國民が漏れなく、定められた事項を實踐することである。しかも形式に流れて根本の精神が空虚であつてはならない。飽くまでも、腹の底から湧き上つた行動でなければ、それは單に一時の行事に終り、永遠の實效を擧げることが出来ないのであります。

我等は深く自らを省み、斷乎として在來の積弊を一洗して、日本人たるの光榮を感じ、東亞の指導者たるの國民的誇りと自信を持たなければなりません。

今日世界を對手として、あらゆる困難を克服し、新東亞建設の聖業を遂行するには、どうしても國民が日本精神の下に一致團結し、國力の増強を圖る他に途はないのであります。この意味に於て國民諸君が敬虔嚴肅に第一回「興亞奉公日」を迎へられんことを切望して已みません。

國民精神總動員  
中央聯盟會長

有馬良橋

左記之通内閣書記官長ヨリ通牒有之候間此段  
及御通知候也

昭和十四年八月二十二日

樞密院書記官

興亞奉公日設定ニ關スル件

今般別紙要項ニ依リ興亞奉公日ヲ設定相成別  
添ノ通本日内閣告諭ヲ發セラレ候ニ付テハ全  
國民一致克ク其ノ趣旨ヲ體シ實踐躬行相成様  
致度可然御配意相煩度依命此段及通牒候

## 興亞奉公日設定ニ關スル件 (昭和十四年八月八日閣議決定)

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依リ興亞奉公日ヲ定ム

### 一、趣 旨

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス。

### 二、名 稱

興亞奉公日

### 三、日

一 日

### 四、實施項目

取り敢へズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

### 五、實 施

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

### 内閣告諭號外

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク 敎旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

願フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 敎旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣 男 溥平 沼 駢 一 郎

## 公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策

(昭・一四・七・四)  
國民精神總動員委員會決定

時局に照應して政治的、社會的態勢を戦時化するとは此の際各般の方面に亘つて行はれねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戦時態勢化を図ることは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通じて國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

### 一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戰場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

### 二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を図ること。

#### 國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

- (六) 節約 貯蓄
- (七) 心身 鍛鍊

### 三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むることとし、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊戯場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること

男子學生生徒の長髪廢止

婦女子の「パーマネントウェーブ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止

### 四、徹底方法

公私生活の戦時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衙、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

## 興亞奉公日の実施項目

今回政府で設定された興亞奉公日の趣旨に基き、當日は全國民舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆昌を祈念し奉ると共に、愈々興亞の大業を翼賛して強力日本建設に精進するの決意を新にすべき事を提唱する。

尙當日は特に戦場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自肅自戒し、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝ様期待する。

- 一 護國の英靈に感謝を捧げ、戦死勇士の墓や墓地の清掃を行ふこと。
- 一 前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行ふこと。
- 一 努めて歩くこと。
- 一 特に緊張して働くこと。
- 一 服装と食事は特に質素にすること。
- 一 酒と煙草はやめること。
- 一 遊興はやめること。
- 一 この日に節約した金は必ず貯金すること。

昭和十四年八月

國民精神總動員中央聯盟

## 實施項目制定に當りて

新に「興亞奉公日」が制定されました。これは政府が國民精神總動員委員會の決定を採擇されたものであつて、其の趣旨は總理大臣の告諭によつて明かですが、この日國民は舉つて、皇軍の武運長久を祈念するは勿論、特に戦場の勞苦を偲びつゝ、自肅奮起、奉公の誓を立て、これを生活の上に具現しなければなりません。

「興亞奉公日」は、時艱を克服する手段であると同時に動もすれば弛緩せんとする人心を引締めて、風潮を刷新するため、國民の進路を示す心の燈明臺ともいふべき日であります。而してこの日を眞に意義あらしめるには、全國民が漏れなく、定められた事項を實踐することである。しかも形式に流れて根本の精神が空虚であつてはならない。飽くまでも、腹の底から湧き上つた行動でなければ、それは單に一時の行事に終り、永遠の實效を擧げることとは出来ないのであります。

我等は深く自らを省み、斷乎として在來の積弊を一洗して、日本人たるの光榮を感じ、東亞の指導者たるの國民的誇りと自信とを持たなければなりません。

今日世界を對手として、あらゆる困難を克服し、新東亞建設の聖業を遂行するには、どうしても國民が日本精神の下に一致團結し、國力の増強を圖る他に途はないのであります。この意味に於て國民諸君が敬虔嚴肅に第一回「興亞奉公日」を迎へられんことを切望して已みません。

國民精神總動員  
中央聯盟 長

有馬良橋